

告 示

埼玉県告示第三百三十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県平和資料館の指定管理者を次のとおり指定した。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

NPO法人地域環境緑創造交流協会

埼玉県深谷市櫛引三十七番地十三

二 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで